

第2部 豊かな環境の保全及び創造に 関して講じた施策

大阪府域は、古くから産業、商業の集積地として賑わっており、昭和40年代には、日本経済の高度成長とともに、大気汚染、水質汚濁等の産業公害が深刻な様相を呈するようになった。これに対処するため、工場・事業場などの固定発生源に対する公害対策を総合的に推進した結果、府域の環境は一時期の危機的な状況を避けることができた。

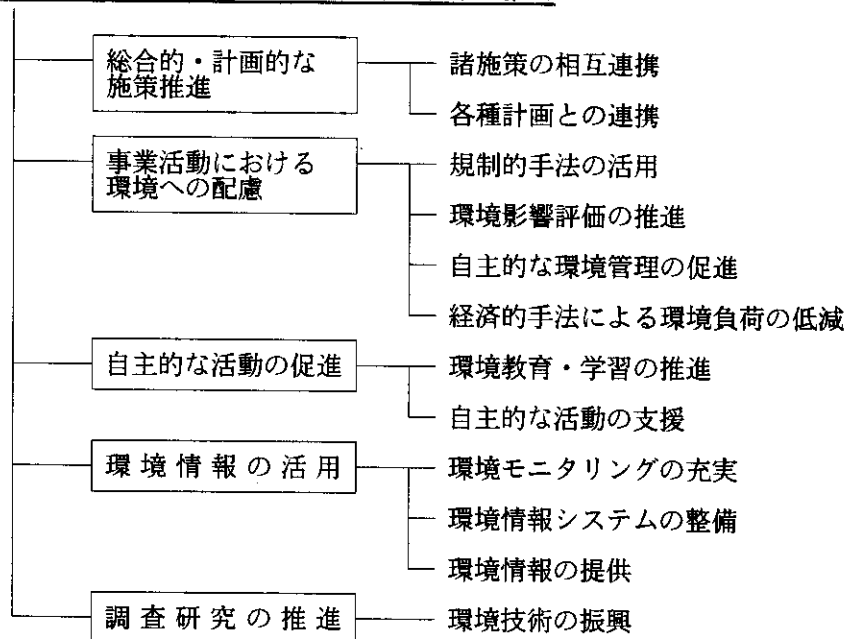
しかしながら一方で、移動発生源である自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害が顕在化し始めるとともに、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的規模の環境問題が提起されてきた。これらは、従来のような工場・事業場に対する規制や、汚染物質ごとの対症療法的な手法だけでは解決が困難な問題であり、社会経済活動や生活様式など、環境への負荷を与えるより根本的な原因にまで遡って、対策を講じる必要がある。

さらに、潤いのある水辺や豊かなみどり、地域の個性を活かした景観の形成など、より質の高い快適な環境を求める府民ニーズも高まっている。

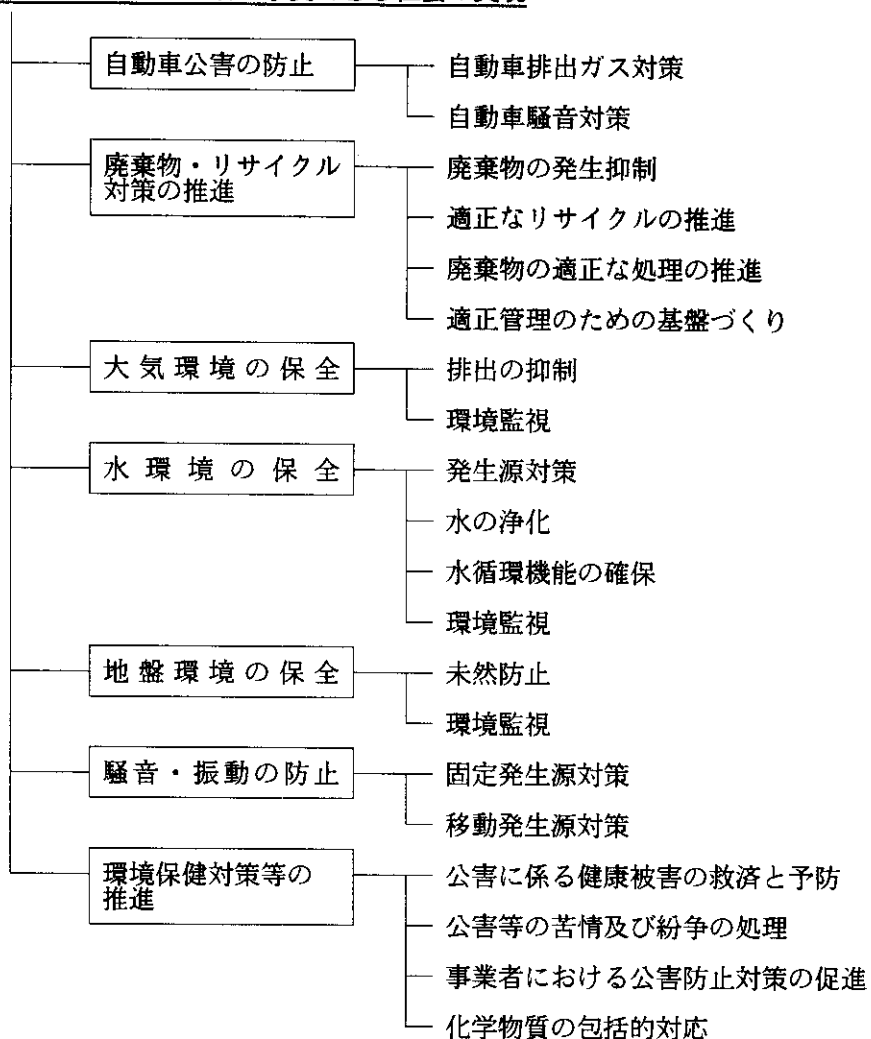
これらに対応するため、大阪府は、行政、事業者、府民のそれぞれの責務と府の施策の基本となる事項を定めた「大阪府環境基本条例」を平成6年3月に制定するとともに、平成8年3月に、長期的な目標、施策の大綱及びその推進のための事項を定めた「大阪府環境総合計画」を策定し、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指す施策を総合的、計画的に展開することとした。

なお、平成7年度における豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の取りまとめに当たっては、「大阪府環境総合計画」の長期的な目標の達成に向けて行う同計画の進捗状況の把握の一環として、次の施策体系に基づき整理した。

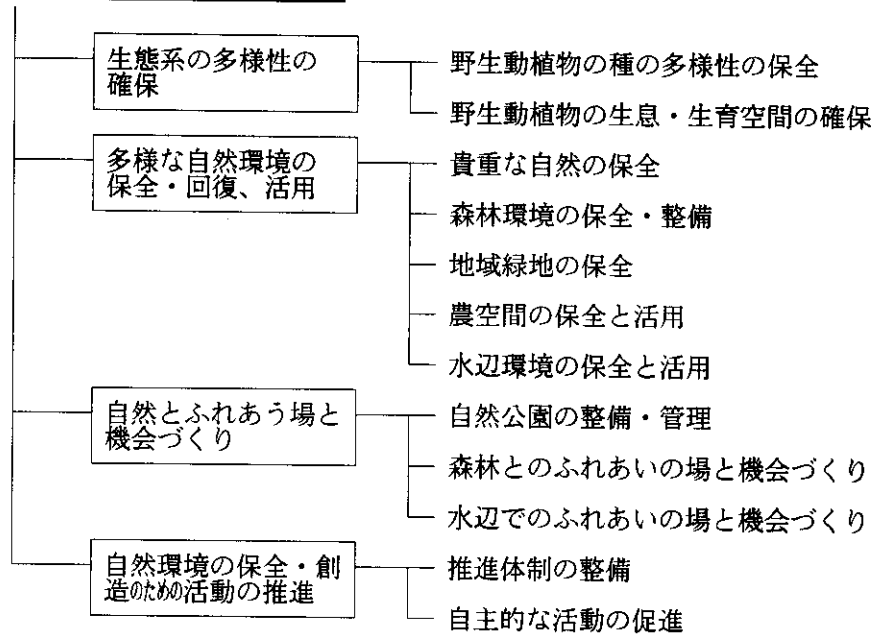
豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進



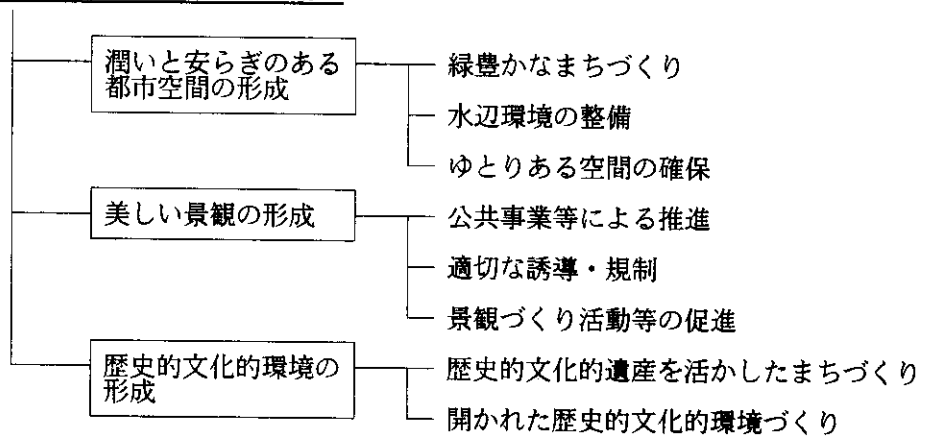
府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現



自然と共生する豊かな環境の創造



文化と伝統の香り高い環境の創造



地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

